

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が活用できる主な支援施策

区分	支援策	実施主体	概要	リンク先	問い合わせ先
補助金・ 交付金	県内企業多角化・新展開 応援補助金	鳥取県	<p>【対象者】 申請前直近1年のうち、任意の3カ月の売上高がコロナ以前の同3カ月の売上高と比較して30%以上減少している事業者</p> <p>【対象事業】 ①事業実施方法の転換、②新分野への進出、③新型コロナウイルス感染症に対応する新商品・サービスの開発</p> <p>【補助額】 補助対象経費の1/2（上限100万円、下限25万円）</p> <p>申請期限 令和3年2月8日から令和4年1月31日まで</p>	鳥取県HP	鳥取県商工労働部企業支援課 （経営革新・経営改善担当） 電話：0857-26-7988 受付：8：30～17：15（土日祝除く）
	コロナ後を見据えた飲食店 応援事業費補助金	鳥取県	<p>【対象】 新型コロナウイルスの影響を受けた鳥取県内の飲食店及び食品加工事業者等</p> <p>【要件】 県内に事業所を有する法人または個人、食品衛生に係る営業許可を有する者、食のみやこ推進サポーターであること、または登録予定であること</p> <p>【補助額（上限）】 補助率1/2 デジタル化で頑張る飲食店等支援事業 100千円 食品加工で頑張る飲食店等支援事業 250千円</p> <p>申請期限 令和3年4月1日から令和4年1月31日まで</p>	鳥取県HP	鳥取県食のみやこ推進課 電話：0857-26-7987
	鳥取県コロナ禍緊急応援金	鳥取県	<p>【対象】 鳥取県内の中小企業者及び個人事業者等 ・飲食業、宿泊・観光業、交通業、小売・対面サービス事業者など外出自粛等の影響を強く受けた事業者 ・上記事業者との直接かつ継続取引がある事業者</p> <p>【要件】 令和3年6月～9月の間の任意の1ヶ月の売上額が、前年又は前々年と比較して30%以上減少していること （令和2年10月以降に新規創業した事業者には特例あり）</p> <p>【給付額】 売上減少額と同額を支給 （上限：法人20万円、個人事業者10万円）</p> <p>申請期限 令和3年10月1日から令和3年12月10日まで</p>	鳥取県HP	コロナ禍緊急応援金コールセンター （鳥取県商工政策課内） 電話：0857-26-7971
	岩美町PCR検査費用助成金	岩美町	<p>【対象】 町内に事業所を有する法人・個人事業主等（以下「事業者」という。）</p> <p>【要件】 従業員等にPCR検査を受けさせる必要が発生し、検査を受けさせたこと。</p> <p>【補助額（上限）】 1事業者につき10万円、ただし、1回の検査費用の1/2とし、上限は1万円とする。 （1事業者の上限額に達するまで期間中は何度でも申請可）</p> <p>申請期限 令和4年3月31日まで</p>	岩美町HP	岩美町商工観光課 電話：0857-73-1416
	岩美町多角化・新展開応援 給付金	岩美町	<p>【対象者】 鳥取県が定める「県内企業多角化・新展開応援事業補助金」または「コロナ後を見据えた飲食店応援事業費補助金」の交付を受けた者</p> <p>【給付額】 県補助金確定額の1/2以内（千円未満を切捨てた額）</p> <p>申請期限 令和4年3月31日まで</p>	岩美町HP	岩美町商工観光課 電話：0857-73-1416
	岩美町経営応援給付金 受付終了しました	岩美町	<p>【対象者】 ①町内に本店を有する法人 ②岩美町に住民登録がある個人事業主</p> <p>【要件】 対象者①②とも共通 ・令和2年度岩美町持続化支援給付金を受けていないこと ・令和元年及び令和2年の確定申告を行っていること ・令和2年の収入が前年に比べ30%以上減少していること</p> <p>対象者②のみ ・主たる収入が事業収入であり、令和元年の主たる収入が40万円以上であること</p> <p>【給付額】 10万円</p> <p>申請期限 令和3年11月30日まで</p>	岩美町HP	岩美町商工観光課 電話：0857-73-1416

区分	支援策	実施主体	概要	リンク先	問い合わせ先
	岩美町コロナ禍打破特別支援金	岩美町	<p>【対象者】・町内に本店又は支店を有する法人 ・岩美町に住民登録がある個人事業主 ・法人税法第2条第8号に定める団体</p> <p>【要件】 ①2019年又は2020年の任意で選択した連続する3ヶ月の売上合計額が10万円以上であること ②2021年の上記と同月の3ヶ月分の合計額が①の合計額と比較して30%以上減少していること ③①、②について、各認定機関から認定確認書の交付を受けていること</p> <p>【支給額】 支給額 = (①の売上合計額 - ②の売上合計額) × 4 ただし、支給額に上限あり(減少率による) 減少率 30%以上50%未満 100,000円(上限) 〃 50%以上 200,000円(上限)</p> <p>申請期限 令和4年2月28日まで</p>	岩美町HP	岩美町商工観光課 電話：0857-73-1416
融資	新型コロナウイルス対応資金 (鳥取県地域経済変動対策資金)	鳥取県	<p>【対象】新型コロナウイルスの影響により売上高が減少し、国のセーフティネット保証を受けた事業者</p> <p>【条件】 ＜貸付限度額＞3億円 ＜貸付期間＞10年(うち据置5年)以内 ＜利率＞当初5年間0.7%(固定金利)、6年目以降年1.43%(変動金利) ※売上高等が5%以上減少している個人事業主又は15%以上減少している中小事業者については、借入後5年間無利子</p> <p>申請期限 令和3年12月31日保証申込分まで</p>	鳥取県HP	<p>■貸付について ・鳥取県商工労働部企業支援課(金融担当) 電話：0857-26-7453 ・各民間金融機関</p> <p>■セーフティネット保証について ・岩美町商工観光課 電話：0857-73-1416</p>
雇用助成金	雇用調整助成金	国	<p>【内容】経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する。</p> <p>【助成額】対象労働者1日1人あたり15,000円(助成率：中小企業4/5) ※解雇等をしてないなど上乗せ要件を満たす場合⇒助成率：10/10</p> <p>申請期限 支給対象期間の末日の翌日から2カ月以内</p>	厚生労働省HP	鳥取労働局(0857-29-1708)または鳥取ハローワーク(0857-23-2021) ○学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00～21:00(土日祝を含む)
経営相談	中小企業向けワンストップ相談窓口	鳥取県他	<p>新型コロナウイルスに関する経営課題等に関するご相談に、商工団体・信用保証協会・県が共同でワンストップで対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う経営上の相談 ・国、県の支援策の情報提供 ・労働者からのご相談への対応等 	鳥取県HP	<p>【平日】9:00～17:00 岩美町商工会(0857-72-0588)または 東部商工会産業支援センター(0857-30-3009) 【土日祝】8:30～17:15 鳥取県商工労働部内(0120-833-877)</p>

※令和3年12月1日時点の情報をもとに作成しており、今後内容の変更や追加の可能性がありますので、リンク先等で最新の情報をご確認ください。